

杉並区農業委員会候補者募集要領

杉並区農業委員会における現在の農業委員の任期が令和8年7月19日を以って満了となります。それに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、農業委員を以下のとおり募集します。

なお、候補者を推薦される際は、当区でも従来より杉並区男女共同参画行動計画を策定し、意思決定過程への女性の参画促進に取り組んでおり、国においても「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月付）を策定しておりますので、ジェンダー平等の視点を留意し、推薦をいただきますようお願いいたします。

1 募集人数

農業委員会委員 13名

2 募集期間

令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで

3 候補者の資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者としてします。なお、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定されている欠格事由に該当している者

欠格事由 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※欠格事由該当の有無について確認する為、関係機関に照会を行います。

(2) 法令等により農業委員と兼職が禁止されている職に就いている者

4 推薦及び応募方法

(1) 推薦及び応募の種類

推薦及び応募は以下の3通りとなります。

- ① 個人による推薦 【第1号様式】
- ② 法人又は団体の代表者による推薦 【第2号様式】
- ③ 個人による応募（個人申込） 【第3号様式】

(2) 推薦及び応募の提出先等

<書面による推薦及び応募>

推薦書又は応募申込書に必要な事項を記入し、申込みをしてください。

- ① 申込方法 持参又は郵送
- ② 申込先 杉並区産業振興センター都市農業係（13【問い合わせ先】参照）
- ③ 申込様式の入手方法
 - ・杉並区公式ホームページよりダウンロード
 - ・杉並区産業振興センター窓口で配布
- ④ 申込期限 令和8年3月16日（月）必着
- ⑤ その他 提出された推薦書及び応募申込書は返却しません。

<Webフォームによる推薦及び応募>

URL又は2次元コードから必要事項を入力し、申込みをしてください。

- ① 申込方法 Webフォームより申込み

(URL) <https://logoform.jp/form/Y4gR/1406490>



- ② 申込期限 令和8年3月16日（月）必着
- ③ その他
 - ・あらかじめ【@logoform.jp】を受信できるように設定してください。
 - ・申込みが完了すると、入力いただいたメールアドレス宛に「no-reply@logoform.jp」より【送信完了メール】が自動返信されます。

※農業委員会等に関する法律第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定により推薦書及び応募申込書（Webフォーム申込含む）に記載された事項は、住所・本籍・連絡先を除き、全て公表の対象になります。

5 候補者の選考

- ・杉並区農業委員会委員候補者評価委員会を設けて候補者を評価します。評価に当たっては第一次評価（提出書類審査）の後、第二次評価（面接）を実施します。
- ・評価委員会の評価報告を受け、区長が候補者を選定します。農業委員会等に関する法律第8条第6項に基づき、利害関係を有しない者を1名以上選定します。
※利害関係を有しない者とは、特定の資格等が求められるものではなく、農業に従事しない広範な者が該当し得ます。弁護士や会社員、自給的農家等がこれにあたりとみなされます。
- ・候補者は、杉並区議会の同意を得たうえで、令和8年7月20日付けで農業委員会委員に任命されます。

6 選考結果の通知

選考結果は、推薦者・被推薦者・応募者宛に郵送通知します。

7 情報の公表

募集時期の中間及び終了後、推薦書及び申込書の住所・本籍・連絡先を除いた事項について、杉並区産業振興センター窓口及び杉並区公式ホームページで公表します。

8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意します。
また、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

9 任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日

10 職務

＜杉並区農業委員会の主な業務＞

- (1) 農業委員会総会…月1回農地法等に基づく転用届出に関する協議等
- (2) 現地調査…農地法に基づく転用届出時等における現地調査及び生産緑地の申請時又は相続税納税猶予申請時の現地調査（事務局の依頼に基づき地区を所管する担当農業委員が随時行う）
- (3) 農地利用状況調査…農地が適正に肥培管理されているかの現地調査（区内全生産緑地地区について年1回実施、その他担当地区の農地については適宜行う）
- (4) 関係農業団体（東京都農業会議等）における研修及び会議の出席
- (5) 農業祭の参加…毎年11月上旬に開催予定

11 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2（昭和22年法律第67号）に規定する非常勤特別職として、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

＜報酬月額＞

会長（1人）	44,000円
会長職務代理者（1人）	34,000円
委員（11人）	25,000円

※会議等出席の為の交通費は実費を支給します。

1 2 留意事項

次のいずれかに該当する場合は応募・推薦を無効とします。

- (1) 3の欠格事由等に該当している場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 応募・推薦にあたり著しく信義に反する行為があった場合

1 3 問い合わせ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階

杉並区産業振興センター都市農業係

電話 03(5347)9136

※受付時間…平日の午前8時30分から午後5時まで